

健全な里山づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、紀の国森づくり基金を活用し、里山の景観や森林環境の保全に寄与するため、森林病虫害等への対策を実施する市町村等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2 補助金の交付の対象となる事業及び事業主体は、別表1のとおりとする

(補助対象経費及び補助率)

第3 補助対象経費及び補助率は、別表2のとおりとする。

(実行経費)

第4 補助の対象となる事業費が別表2の定額未満の場合、実績に基づいて補助金の額を確定するものとし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の添付書類の様式等)

第5 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	各一部	知事が別途定めた日
収支予算書	別記第2号様式		
役員名簿（法人のみ）	別記第3号様式		

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（補助事業費の減少又は補助事業量の30パーセント以下の減少を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(4) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、次に掲げる行為をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、森林以外の用途へ転用する行為を含む。ただし、公共事業や林業経営上のやむを得ない事由によ

り森林以外の用途へ転用する行為を除く。)

イ 当該補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為その他の補助目的を達成することが困難となる行為

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

(変更の承認等)

第7 前項第1号アの規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。ただし補助金の変更交付を伴うものにあつては、事業変更交付申請書(別記第5号様式)に変更後の事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(実績書の様式等)

第8 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、事業実績報告書(別記第6号様式)によるものとし、当該様式に添付すべき書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	各一部	事業実施年度の 3月25日まで
収支精算書	別記第2号様式		
その他 (精算金額のわかる もの)	任意様式		

(しゅん工検査)

第9 補助事業等実績報告書を受理した振興局農林水産振興部長は、速やかに健全な里山づくり事業検査内規により、しゅん工検査を行うものとする。

2 現地検査には原則として申請者又は代理人が立ち会うものとする。

(書類の提出)

第10 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施地を管轄する振興局農林水産振興部長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

紀の国森林環境保全林整備事業補助金交付要綱及び突発的森林病虫害防除支援事業補助金交付要綱は廃止する。

別表1（第2関係）

メニュー名	事業内容	事業主体	採択基準
<p>森林病虫害等のまん延防止（当年枯れのクビアカツヤカミキリを除く。）</p>	<p>ア 対象とする事業は、伐倒駆除、予防伐採、粘着シート設置、樹幹注入及び森林調査とする。</p> <p>イ 森林病虫害等のまん延の恐れがある被害木は、伐倒後、原則として現場外に搬出し、破砕、又は焼却処理を行う。ただし、地形が急峻などの理由により搬出ができない場合は、被害木から成虫の羽化脱出を確実に抑える観点から、原則として11月から3月までの期間に限り、被害木をくん蒸又は10cm以内に玉切りし、現場内に残置することができる。なお、ナラ枯れ被害を受けたウバメガシについては、くん蒸又は玉切りを行わず現場内に残置することができる。</p> <p>ウ 予防伐採は、択伐とし、胸高直径20cm以上の中径木を伐採する。</p> <p>エ 粘着シートの設置は、原則として伐採が困難な箇所や搬出ができない箇所などで施用することができる。</p> <p>オ 樹幹注入は、枯損の防止を目的に施用することができる。</p>	<p>ア 市町村</p> <p>イ 森林所有者</p> <p>ウ 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会を言う。以下同じ。）</p> <p>エ 林業事業者（和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年条例第14号）第5条の規定により木材業者等登録簿に登録されている者。以下同じ。）</p> <p>オ 県内の特定非営利活動法人</p>	<p>ア 森林所有者の同意を得たことを証明する書面の提出する。</p> <p>イ 以下の森林を対象とする。</p> <p>(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という。）及び5条森林に編入することができる森林</p> <p>(2) 森林公園又はこれに類する場所</p> <p>(3) 上記場所に影響を与える周辺森林</p>
<p>森林病虫害等のまん延防止（クビアカツヤカミキリに限る。）</p>	<p>ア 対象とする事業は、伐倒駆除、予防伐採、防除ネット設置、樹幹注入及び森林調査とする。</p> <p>イ 被害木は、原則として伐倒駆除を行うこととし、現場外に搬出し破砕又は焼却処理を行うこととする。</p> <p>ウ 被害木をクビアカツヤカミキリの羽化脱出時期に現場外に搬出する場合は、袋詰めして密封し、速やかに搬出することとする。ただし、地形が急峻である等の理由により搬出が困難である場合にあつては、くん蒸処理することとする。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

	<p>エ 被害木の根株については、網目4mm以下のネットで覆い、さらに、ブルーシートや防草シート等で覆うこととする。</p> <p>オ 現場の条件等により伐倒駆除ができない場合に限り、樹幹注入を行うものとする。ただし、使用する薬剤は、注射器に充てんされた状態で販売されるものに限る。</p> <p>カ 防除ネットの設置は、原則として被害木の伐採又は搬出が困難である場合であって、防除ネットを設置した被害木を、クビアカツヤカミキリの羽化脱出時期の間毎日見回ることが可能な場合に限り行うものとする。</p>		
自然災害等による被害木の除去	<p>ア 対象とする事業は、原則として予防伐採を対象とする。</p> <p>イ 被害木は、伐倒後、林内整理を原則とするが、安全が確保できない又は景観保全に支障を及ぼす場合は、搬出することができる。</p>	同上	同上

別表2（第3、4関係）

措置	補助対象経費内訳	補助率
伐倒駆除	伐倒費、抜根費、根株の処理費、搬出運搬費、破碎・焼却費、薬剤処理費、薬剤散布費、薬剤等資材費、玉切費、林内整理費、需用費、委託料、器具損料費等及び事務費	定額 (別に知事が定めるものとする。)
予防伐採※ ¹	伐倒費、玉切費、林内整理費、需用費、委託料、器具損料費等及び事務費	
粘着シート設置※ ² 防除ネット設置※ ³	防除資材費、設置費、需用費、委託料、器具損料費等及び事務費	
樹幹注入	薬剤注入作業費、容器回収作業費、薬剤等資材費、需用費、委託料、器具損料費等及び事務費	
森林調査	人件費、需用費、委託料、器具損料費等及び事務費	

※1 被害木（自然災害等によるものを含む。）の伐倒残置に適用する。

※2 カシノナガキクイムシによる被害への対策に限り適用する。

※3 クビアカツヤカミキリによる被害への対策に限り適用する。

※4 伐倒木の材積は枝条を含めた総材積とし、全木根元径、胸高直径、樹高を計測し、立木幹材積表で求めた幹材積に1.2を乗じて算出する。対象木にはナンバーテープ等を貼り付け管理するとともに、全伐倒木本数が確認できる写真データを保存するものとする。